

## 第一種施設における受動喫煙防止対策状況調査 実施要領（案）

### 1 目的

改正健康増進法の一部が令和元年7月1日に施行され、受動喫煙により健康を損なうおそれの高い者が主として利用する施設である病院・診療所、歯科医院、薬局等の第一種施設においては、原則敷地内禁煙とすることとされた。そのため、県内の医療関係施設の受動喫煙防止対策の状況を把握し、奈良県たばこ対策推進委員会において協議を行い、今後の啓発や対策に生かす。

### 2 実施主体

奈良県たばこ対策推進委員会（奈良県医師会、奈良県歯科医師会、奈良県薬剤師会）

### 3 対象

県内病院、診療所、歯科医院、薬局

### 4 調査期間

令和2年●月●日～令和2年●月●日

回答締切：令和2年●月●日

### 5 調査方法

調査用 URL からフォームに入り項目を入力

### 6 調査項目（全5問）

- ① 敷地内禁煙の状況について
- ② 喫煙場所の設置状況について
- ③ 職員の勤務時間中の喫煙について
- ④ 職員への禁煙支援について
- ⑤ ニコチン依存症管理料算定件数について

### 7 調査結果の公表等

奈良県たばこ対策推進委員会において報告、委員会資料として県ホームページへの掲載